

(新)

様式第1(第3条関係)(表面)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
届出者 あつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	審査結果	有 _____ 無 _____
	特定施設の構造	備考	
	特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		別紙1の2のとおり。
	特定施設の使用の方法		別紙2のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。
	排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5のとおり。
排出水に係る用水及び排水の系統		別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。
	有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。
	特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		別紙11のとおり。	

(旧)

様式第1(第3条関係)

特定施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法  
届出者 人にあつてはその代表者の氏名 印

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	施設番号	
	特定施設の構造	審査結果	別紙1のとおり。
	特定施設の使用の方法	備考	別紙2のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙3のとおり。
	排出水の汚染状態及び量		別紙4のとおり。
	排出水の排水系統別の汚染状態及び量		別紙5のとおり。
排出水に係る用水及び排水の系統		別紙6のとおり。	
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の構造		別紙7のとおり。
	有害物質使用特定施設の使用の方法		別紙8のとおり。
	汚水等の処理の方法		別紙9のとおり。
	特定地下浸透水の浸透の方法		別紙10のとおり。
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		別紙11のとおり。	

(新)

(旧)

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 9 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 7 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

(旧)

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙1の2

## 特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙12

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

## 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設置場所		
操業の系統		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用途別用水量</p>	用	途	使用水
			用水使用量(m <sup>3</sup> /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。



(新)

様式第4 (第6条関係)

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事  
(市長)

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	水質汚濁防止法第5条第1項(第5条第2項、第5条第3項、第7条)
届 出 の 内 容	特定施設の設置(有害物質使用特定施設の設置、 <u>有害物質貯蔵指定施設の設置、特定施設の構造等の変更、有害物質貯蔵指定施設の構造等の変更</u> )
届出に係る特定施設の 種類	

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の場合には、届出に係る特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(旧)

様式第4 (第6条関係)

受 理 書

第 号  
年 月 日

殿

都道府県知事  
(市長)

印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	水質汚濁防止法第5条第1項(第5条第2項、第7条)
届 出 の 内 容	特定施設の設置(有害物質使用特定施設の設置、特定施設の構造等の変更)
届出に係る特定施設の 種類	

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新)

様式第6(第7条関係)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事  
(市長)殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(旧)

様式第6(第7条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事  
(市長)殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		施設番号	
特定施設の設置場所		備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

様式第7(第8条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(旧)

様式第7(第8条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		施設番号	
特定施設の設置場所		備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(新)

様式第 11 (第 11 条関係)

表 面

-----12 センチメートル-----	
第 号 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日 生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 環 境 大 臣 都道府県知事 (市 長)	写  真  8 センチ メートル
-----	

裏 面

水質汚濁防止法抜すい

**第 22 条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第 28 条** この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第 4 条の 3 第 1 項、第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 8 第 1 項、第 14 条の 9 第 5 項並びに第 16 条第 1 項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

**第 33 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(旧)

様式第 11 (第 11 条関係)

表 面

-----12 センチメートル-----	
第 号 水質汚濁防止法第 22 条第 4 項の規定による身分証明書 職名及び氏名 年 月 日 生 年 月 日発行 年 月 日限り有効 環 境 大 臣 都道府県知事 (市 長)	写  真  8 センチ メートル
-----	

裏 面

水質汚濁防止法抜すい

**第 22 条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

4 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第 28 条** この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第 4 条の 3 第 1 項、第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 7 第 1 項、第 14 条の 8 第 5 項並びに第 16 条第 1 項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

**第 33 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

四 第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者